

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり 推進協議会規約

（名称）

第1条 この会は、浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進協議会は、市民、関係団体、学校関係、企業、警察・行政機関等が相互に連携し、市民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる浜田市の実現を目的とする。

（活動）

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）犯罪の防止に配慮した環境整備を促進すること。
- （2）自主防犯意識の高揚に関すること。
- （3）自主的防犯活動を推進すること。
- （4）安全で安心なまちづくりに関する情報を交換し、相互の連携を強化すること。
- （5）安全で安心なまちづくりに関する広報、啓発を実施すること。
- （6）その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

（構成）

第4条 推進協議会は、別表1に掲げる団体等で構成する。

（役員）

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、浜田市長とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、浜田海上保安部長、浜田警察署長、浜田市議会議長、浜田市教育長、浜田商工会議所会頭、石央商工会会長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 推進協議会の会議は、会長が召集しその議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の事務局を防災安全課に置く。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 6 月 1 日改正）

この規約は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 6 月 1 日改正）

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。